

航路標識の設置及び管理に関する ガイドライン

(令和3年11月1日改訂)



海上保安庁

はじめに

四面を海に囲まれた我が国は、海を物資・エネルギーの運搬の場として、漁業の場として、また、マリンレジャーの場として活用し、海から様々な恩恵を受け、海洋国家として繁栄してきました。

こうした豊かな発展は、安全な船舶交通環境によって支えられていますが、その環境基盤のひとつであり、海上において船舶が安全かつ能率的に航行するために欠かせない施設が航路標識です。

灯台、灯標、灯浮標に代表される航路標識は、船舶が常に自船の位置を確認し、航行上の危険となる障害物を把握し、目的地までの安全な進路を導き出すための指標であり、特に、障害物や危険海域の明示では重要な役割を果たします。

これらの航路標識は、海上保安庁のほか、個人、団体、公的機関に関わらず、何人でも設置・管理することができますが、設置・管理に関しては一定のルールがあり、また、その施設規模が基準を超える場合は航路標識法に基づく手続きが必要となります。

本ガイドラインは、航路標識を設置・管理しようとする方々が、それぞれの目的に応じた施設を適切に設置・管理していただけるよう、遵守すべき事項などを解説した手引書です。

航路標識の設置及び管理に関するガイドライン 目次

第1章 航路標識の役割

| | |
|-------------|----|
| (1) 航路標識とは | 3 |
| (2) 航路標識の種類 | 4 |
| (3) 浮標式 | 10 |
| ① 種別・意味等 | 10 |
| ② 水源 | 12 |
| ③ 塗色及び灯色の基準 | 14 |
| ④ 光り方の基準 | 16 |
| ⑤ 頭標の基準 | 19 |

第2章 海上構築物等への航路標識の設置

| | |
|-------------------|----|
| (1) 海上構築物等の明示 | 25 |
| (2) 設置モデル | 26 |
| ① 海上に設置した構築物を明示する | 28 |
| ② 海底に設置した構築物を明示する | 37 |
| ③ 橋梁下の可航水域を明示する | 41 |
| ④ 防波堤を明示する | 56 |
| ⑤ 漁業施設を明示する | 58 |
| ⑥ 岩礁などを明示する | 61 |
| ⑦ 海上工事区域を明示する | 69 |
| ⑧ 航路を明示する | 72 |
| (3) 航路標識の光度設計 | 84 |

第3章 航路標識法の適用範囲と手続区分

| | |
|-------------------|----|
| (1) 適用範囲 | 90 |
| ① 航路標識法の適用を受ける施設 | 90 |
| ② 航路標識法の適用を受けない施設 | 90 |
| (2) 手続区分 | 91 |
| (3) 鉛直投影面積の求め方 | 92 |

第4章 航路標識法の適用を受ける施設の設置・管理

| | |
|--------------------|----|
| 第1節 航路標識法の手続きの概要 | 94 |
| (1) 申請・届出事項 | 94 |
| (2) 申請・届出方法と標準処理期間 | 95 |
| ① 申請・届出要領 | 95 |
| ② 標準処理期間 | 95 |
| ③ 周知 | 95 |

| | | |
|-----|---------------------------------------|-----|
| 第2節 | 設置しようとする時の手続き | 96 |
| (1) | 設置の手続き | 96 |
| ① | 設置許可申請要領 | 96 |
| ② | 設置届出要領 | 98 |
| ③ | 航路標識設置許可申請書・航路標識設置届出書の記入要領 | 99 |
| (2) | 添付書類 | 104 |
| ① | 航路標識の設置位置及び付近の状況を示した図面 | 104 |
| ② | 航路標識を設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 | 106 |
| ③ | 航路標識の全体を示した側面図 | 107 |
| ④ | 航路標識の機器の構成を示した図面 | 108 |
| ⑤ | 告示要項書 | 109 |
| ⑥ | 用品の調書 | 157 |
| 第3節 | 設置後の手続き | 160 |
| (1) | 変更の手続き | 160 |
| ① | 変更許可申請要領 | 160 |
| ② | 事前に行う変更届出要領 | 162 |
| ③ | 事後に行う変更届出要領 | 163 |
| ④ | 航路標識変更許可申請書・航路標識届出書の記入要領 | 164 |
| (2) | 休止・廃止・再開の手続き | 182 |
| (3) | A I S信号所の設備の変更の手続き | 187 |
| ① | A I S信号所の設備変更届出要領 | 187 |
| ② | A I S信号所の設備変更届出書記入要領 | 188 |
| (4) | 地位の承継の手続き | 191 |
| ① | 地位の承継の認可申請要領 | 191 |
| ② | 地位の承継の届出要領 | 195 |
| 第4節 | 事故の対応 | 198 |

第5章 航路標識法の適用を受けない施設の設置・管理

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| (1) | 設置しようとする時の手続き | 201 |
| (2) | 管理 | 201 |
| (3) | 設置連絡票・廃止連絡票の記入例 | 202 |

参考資料

| | | |
|-----|-------------|-----|
| 別添1 | 様式集 | 207 |
| 別添2 | 海上交通安全法適用海域 | 225 |
| 別添3 | 全国の海上保安部等一覧 | 227 |

第 1 章

航路標識の役割

- (1) 航路標識とは
- (2) 航路標識の種類
- (3) 浮標式

(1) 航路標識とは

航路標識とは、灯光、形象、彩色、音響、電波等の手段により、沿岸水域を航行する船舶の指標とするための施設であり、岬の先端に立つ灯台、岩礁などの障害物の存在を知らせる灯標、航路の入り口を示す灯浮標に代表され、その設置目的に応じて種類が異なります。

船舶は、特別な航法の規定がある海域を除き、自由航行が原則であり、水深と自船の喫水との関係から安全かつ能率的な航海計画を立て、その航海計画に基づき常に自船の位置を確認しつつ、航行上の危険となる岩礁や構築物などの障害物を避け、目的地まで航海します。

航海に際して、船舶は自船の位置確認のため航路標識のほか建築物などの物標や航海計器も利用しますが、特に障害物の位置確認においては航路標識の存在が重要な役割を果たしており、船舶交通の安全確保を図るためには必要不可欠なものです。

また、これらの航路標識は、外国船舶も含め不特定多数の船舶が広く利用することから、塗色、形状、灯色、光り方等の性質に関して国際的な基準があり、我が国においても国際的な基準に準拠して安全を確保しています。

(2) 航路標識の種類

○ 灯台・立標

主に変針点や港の位置を示すため、岬や島、防波堤に設置する施設で、夜間は灯光を發します。(灯光を發しない施設を「立標」といいます。)

船舶は、船位や変針点を確認するときの指標とします。



○ 灯標・立標

主に障害物の存在、航路又は工事区域を示すため、障害物上又は障害物の直近、航路の側端や中央、工事区域の境界に設置する施設で、明示する対象、標識の設置位置によって塗色、形状、灯色、光り方が異なり、夜間は灯光を發します。(灯光を發しない施設を「立標」といいます。)

船舶は、障害物や工事区域を避け又は航路をこれに沿って航行します。



○ 灯浮標・浮標

灯標と同種の施設で、海上に浮かぶ構造の施設を「灯浮標」といい、そのうち灯光を発しない施設を「浮標」といいます。

